

地域景観づくり協議会制度のお知らせ

【New!】

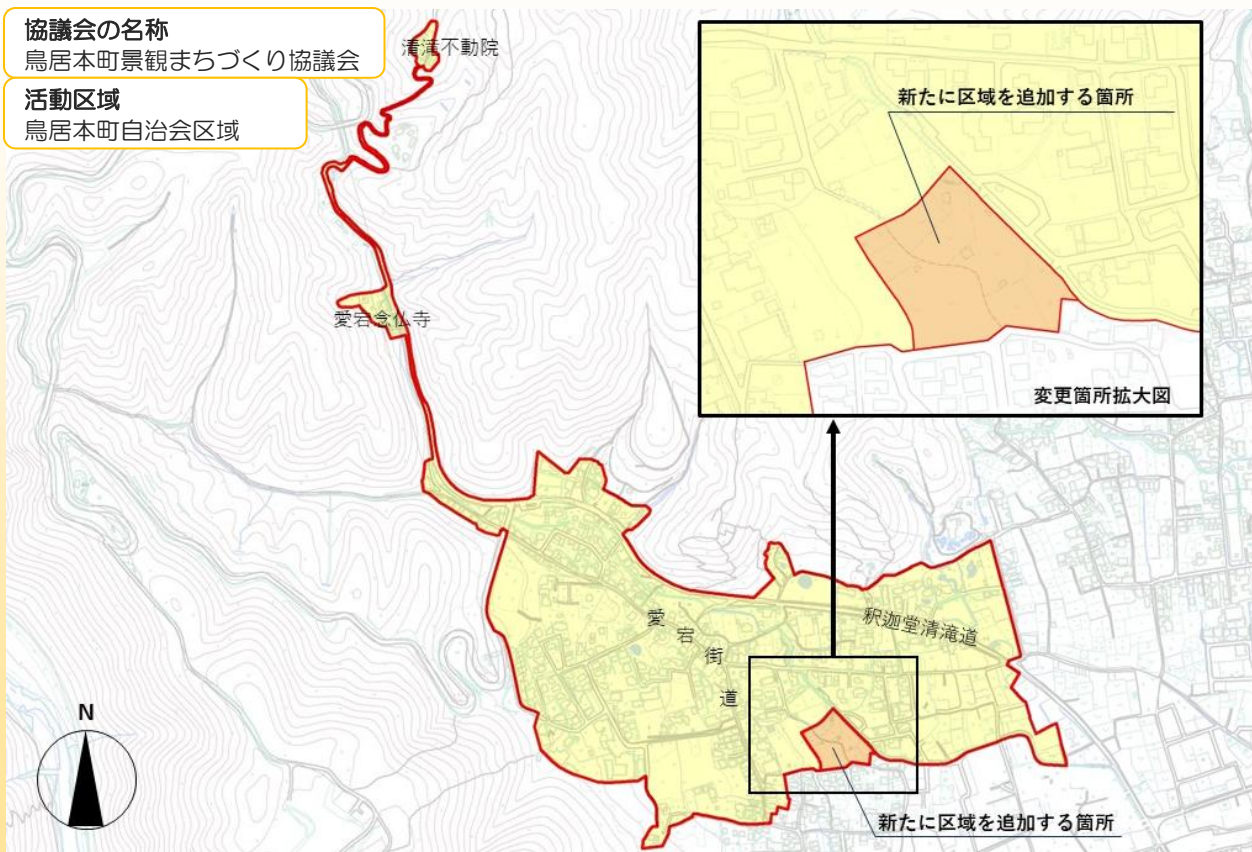
区域が追加されます！

さがとりいもとちく

令和8年 10月1日

右京区

嵯峨鳥居本地区

協議会の名称
鳥居本町景観まちづくり協議会活動区域
鳥居本町自治会区域

嵯峨鳥居本地区において建築等をしようとする場合は、**風致地区の許可、屋外広告物条例の許可等に先立ち**、建築などの計画内容について、**協議会との意見交換が義務付けられます**。

また、協議会の取組として豊かな地域景観の形成や都市農業の維持に努めていくことから、**開発行為や農地転用、生産緑地の解除等**の際に、意見交換をお願いしています。

まずは、**景観政策課**に制度や意見交換の流れをお問い合わせください。(TEL075-222-3397)

地域景観づくり協議会制度とは・・・

景観は、それぞれの地域ごとの歴史、風土、文化や伝統、一人ひとりの暮らしや経済活動、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。まちの景観の魅力を楽しみ、維持・継承・改善するために、地域の方々が主体的に行う様々な活動は、その地域ならではのいきいきとした景観として表れてくるとともに、そのようにしてつくられた良好な景観が人々の地域に対する愛着を育みます。

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、さらには、**新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていく**ことを目的とした制度です。

平成23年4月から実施し、これまでに、**16の団体を協議会として認定**しています。

制度の特徴

地域の住民にとっては・・・

自分たちの地域景観を見つめなおすきっかけとなるとともに、地域内で建築等をしようとする方に、あらかじめ、自分たちの活動や、地域の特性などを伝える機会となります。

地域内で建築等をしようとする方にとっては・・・

建物の設計を行う前に、地域の景観特性や配慮すべき点など建物を設計していくうえで必要なことを、的確に、住民の方々から、直接、聞くことができる機会となります。

◆制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「**地域景観づくり協議会**」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「**地域景観づくり計画書**」として市長が認定します。

計画書に定めた「**地域景観づくり協議地区**」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手續（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、**協議会と意見交換を実施**していただきます。

<認定を受けている地域景観づくり協議地区（令和8年7月時点）>

	地域景観づくり協議地区	地域の協議会の名称	計画書の認定日
上京区	笹屋町一丁目	笹屋町一丁目景観まちづくり協議会	令和4年2月14日
中京区	先斗町	先斗町まちづくり協議会	平成24年6月1日
	姉小路界隈（烏丸通～寺町通）	姉小路界隈まちづくり協議会	平成27年3月31日
	明倫学区	明倫自治連合会	平成27年6月1日
	三条通界隈（烏丸通～寺町通）	京の三条まちづくり協議会	平成29年6月30日
東山区	新門前通西之町	西之町まちづくり協議会	平成25年1月10日
	一念坂・二寧坂（栴屋町）	一念坂・二寧坂 古都に燃える会	平成25年4月15日
	祇園新橋	祇園新橋景観づくり協議会	平成30年8月1日
	祇園町南側地区	祇園町南側地区協議会	令和4年5月11日
	祇園四条地区	祇園商店街振興組合 景観委員会	令和5年8月1日
下京区	修徳学区	修徳景観づくり協議会	平成24年6月1日
	膏薬辻子	膏薬辻子まちづくり協議会	令和4年7月20日
右京区	仁和寺門前	仁和寺門前まちづくり協議会	平成28年7月7日
	嵐山（長辻通、中之島付近）	嵐山まちづくり協議会	令和2年10月1日
	嵯峨鳥居本地区	鳥居本町景観まちづくり協議会	令和5年10月16日
西京区	桂坂	桂坂景観まちづくり協議会	平成25年5月31日

- ・各地区の範囲は、都市計画課窓口設置の「都市計画窓口縦覧システム」や、ホームページの「京都市景観情報共有システム」で御確認ください。
景観情報共有システムで click! 又は <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281540.html>



◆「地域景観づくり協議地区」における手続の流れ

Step 0 構想段階



- 区域内で建築行為等を考えておられる場合は、意見交換の前に地域景観づくり計画書をご覧ください、建築計画等に活かしてください。
各地域の「地域景観づくり計画書」は、景観政策課のホームページ又は窓口でご覧いただけます。

Step 1 建築物や工作物の新築や改築等、看板の設置や変更等の計画



- 協議会の連絡先は景観政策課へお問い合わせください。その後、建築主や建築士等から協議会に連絡していただき、意見交換の日時、場所等を調整していただきます。

Step 2 地域景観づくり協議会と意見交換を実施



- 意見交換を円滑に進行し、地域の良好な景観形成に資するため、できるだけ早い段階で意見交換を行ってください。

Step 3 景観に関する手続（美観地区での認定や屋外広告物条例の許可等）

- 意見交換内容を報告書としてまとめ、景観に関する手続の際に、申請書に添付して、京都市へ報告していただきます。
意見交換報告書の参考様式はホームページで公開していますので御利用ください。

意見交換が必要な行為や時期、方法は、協議会によって異なります。詳細は以下までお問い合わせください。

お問合せ先：都市計画局 都市景観部 景観政策課 Tel 075-222-3397

<京都市ホームページ>

地域景観づくり協議会で click! 又は <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281403.html>

